

令和4年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講に係る
新型コロナウイルス感染症対策について

講習運営に係る感染症対策

- ・研修担当は、自身の検温、手洗い、マスク着用等の対応を行う。
- ・受講会場に手指消毒液を設置する。
- ・受講者全員に、入室前に検温を実施する。
- ・研修中もドアを開放する。
- ・座席間隔を開けるとともに、出入り口を分散させる。

受講者に協力いただきたいこと

【参加の判断】

- ・受講当日は、自宅を出る前に必ず検温し、体調を十分確認すること。
- ・体調に異変（発熱、咳、のどの痛み、鼻水、下痢、倦怠感、味覚異常等）がある場合は、管理職に相談の上、参加を取りやめること。

※当日連絡先：8：00～9：40

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課特別支援教育室

電話番号 073-441-3683

【会場への入室】

※会場入口での密を避けるため、以下の点を必ず確認ください。

- ・受講会場では、受講番号ごとに設定した受付及び入口を利用すること。
なお、受付・入室を速やかに行うため、事前に送付している「**認定講習受講決定通知書**」に示されている受講番号（例：A-1 など）を各自入館前に確認しておくこと。
- ・受付では、係による検温を受けること。検温の結果によっては、受講を不可とする場合があること。
- ・押印については、着席後に行うこととする。
- ・館内では、必ずマスクを着用すること。
- ・手洗いや手指の消毒に努めること。

【受講中及び休憩中】

- ・受講中も決して無理はせず、体調に異変を感じたら、直ちに係に申告すること。
- ・会場では、休憩時間等も受講者同士での不要な接触は極力避けること。
- ・休憩中の会場での飲食は可とするが、指定された座席以外での飲食は避けること。

【その他】

- ・当日の衛生管理について、係の指示に従うこと。